

和福高第 1 0 3 6 号
平成 26 年 1 月 24 日
(2014 年)

各有料老人ホーム施設長 様

和歌山市高齢者・地域福祉課長

消費税率の引上げ等に伴う有料老人ホーム事業の
運営における留意事項について (通知)

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成 24 年法律第 68 号)」に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8% (現行 5%) に引き上げられることを受け、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

今後、消費税率の引上げに伴って、有料老人ホーム事業の運営において留意すべき事項について下記のとおりお示ししますので、内容をご確認の上、適切な対応をお願いいたします。

1 変更届の取扱い等について

和歌山市内の有料老人ホームにおいては、老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 29 条第 2 項の規定により、入居者の費用負担額に変更を生じた場合、その旨を和歌山市長に届け出ることとされています。

今回の消費税率の引上げに際し、入居者の費用負担額に変更を生じることが予想されますが、その際の届出の必要性等については、以下のとおりの取扱いとします。

(1) 税抜価格に変更がない場合 (消費税率の変更によってのみ、税込価格に変更を生じる場合)

入居者の費用負担額に係る**変更の届出は不要**

(理由)

事業者自らによる価格の変更がなく、消費税率の引上げに伴う見かけの負担額の変更であるため。

(留意点)

「税抜価格に変更はないが、消費税率の引上げに伴って、税込価格が引き上がること」をあらかじめ入居者等に丁寧に説明してください。

(2) 税抜価格に変更がある場合

入居者の費用負担額に係る変更の届出が必要

(理由)

事業者自らによる価格の変更であり、入居者の費用負担の額に変更を生じた場合に該当するため。

(留意点)

①税抜価格を引き上げる場合

- ・「消費税率の引上げとは関係のない値上げを含んでおり、更に消費税の引上げに伴って、税込価格が引き上がることをあらかじめ入居者等に丁寧に説明してください。
- ・合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率の引上げに合わせて「便乗値上げ」を行うことは厳に慎んでください。

②税抜価格を引き下げる場合

- ・税抜価格を引き下げる場合（税込価格を現状のまま維持するために、税抜価格を引き下げる場合等）も、入居者の負担を減らす対応ではありますが、変更の届出が必要となります。
- ・税抜価格を引き下げる場合であっても、価格変更の理由をあらかじめ入居者等に丁寧に説明してください。

※変更届出書の様式等については、和歌山市高齢者・地域福祉課ホームページ「有料老人ホームを経営（開設）する事業者の方へ」からダウンロードできます。

(URL) http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kourei/menu.html

2 介護費用に係る一時金の取扱い等について

入居期間中の介護費用を一時金として支払うこととした終身入居契約を締結している場合（平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結したものに限る。）、平成26年4月1日以降に行われる当該一時金に対応する介護に関する役務の提供については、税率引上げ後も改正前の税率（5%）が適用されます。

(留意点)

- ・対象となる契約は、当該有料老人ホームに終身居住する権利を取得する契約に限られます。
- ・対象となる一時金は「介護に関する役務の提供」の対価に限られるため、それ以外の役務の提供や資産の譲渡・貸付けの対価として入居者が支払う一時金については対象外となります。

- ・家賃は非課税とされていますので、家賃に充当する一時金は消費税率の引上げによる影響はありません。
- ・介護保険法に基づく「(介護予防) 特定施設入居者生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」として行われるサービスは非課税とされており、消費税率の引上げによる影響はありませんが、介護保険の給付対象外となるいわゆる「上乗せサービス」は課税対象とされていることから、ここでいう「介護に関する役務の提供」に該当します。

事務担当

和歌山市 社会福祉部

高齢者・地域福祉課 総務管理班

TEL 073-435-1063 (直通)

FAX 073-435-1268

Eメール koureisha@city.wakayama.lg.jp